

建設業者の皆様へ

建設工事を受注するためには社会保険等への加入が必要です

筑西市では、建設労働者の労働環境の改善のほか、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築するため、国の要請（※注1）を受けて以降、社会保険等未加入対策について検討してきましたが、この度、本市発注の建設工事に係る入札については、社会保険等に加入していることを参加要件とし、下記のとおり取扱うことになりましたのでお知らせします。

1 社会保険等とは

雇用保険、医療保険、厚生年金保険のことです。雇用保険法、医療保険法、厚生年金保険法に基づき、これらの保険への加入が義務付けられています。（※適用除外となる事業所は除きます。）

2 社会保険等への加入を入札参加要件とする時期及び対象

令和元年6月1日以降に入札手続きを行う筑西市発注の建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事）において入札参加要件としております。

3 加入状況の確認時期及び方法

令和3年2月に実施する「令和3・4年度（定期）入札参加資格審査申請」の受付時において、提出書類である「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の記載欄「その他の審査事項（社会性等）」により確認します。

確認の際、「その他の審査事項（社会性等）」中、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」において、「数値等」の欄に、一つでも“無”の表示があれば、社会保険等に加入していないことになり、入札参加資格審査申請後の資格審査を受けることができません。（※適用除外の場合は“除外”と表示され、その場合は加入しているものとして取扱います。）

ただし、「数値等」の欄に“無”の表示があったとしても、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の発行後に社会保険等に加入し、表1の区分に応じた書類の提出があれば、資格審査を受けることができます。

表1 社会保険等に加入していることが確認できる書類

区分	書類の名称
健康保険 厚生年金保険	年金事務所から発行される次の <u>いずれか</u> の書類の写し ① 「領収書」 ② 「社会保険料納入証明（申請書）」 ③ 「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」
雇用保険	ハローワークから発行される次の <u>いずれか</u> の書類の写し ① 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」 ② 「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」

4 社会保険等の加入手続きの窓口について

健康保険及び厚生年金保険は年金事務所、雇用保険はハローワークです。具体的な手続きについては、管轄の窓口にご直接お問い合わせください。

※注1・・・入札契約適正化法に基づき、社会保険等に加入していない建設業者については、公共工事の元請業者にしないよう、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずることとしています。